

山口宇部ふれあい公園インクルーシブ

大型遊具活用事業業務委託仕様書

令和6年3月

宇部市健康福祉部障害福祉課

山口宇部ふれあい公園インクルーシブ大型遊具活用事業業務委託

仕様書

目 次

1	事業目的	1
2	本業務の基本事項	1
3	業務内容	2
4	業務に関する報告	4

1 事業目的

本業務は、令和5年5月に完成した「山口宇部ふれあい公園インクルーシブ大型遊具」及びその周辺を活用して、障害の有無に関わらず、子どもたちがともに遊び学ぶ機会を提供することなどにより、障害に関する理解とこどもの成長を促進し、地域共生のまちづくりにつなげていくことを目的とする。

2 本業務の基本事項

(1) 業務期間

令和6年5月1日（予定）から令和7年3月31日まで

(2) 協議

- ① 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は各々の業務について委託者と常に密接な連絡に努め、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議の上、委託者の指示に従い、業務を遂行するものとする。
- ② 委託者において必要と認めるときは、業務を変更または中止させることがある。この場合の変更について、本仕様書に明記されていない場合は両者の協議により定めるものとする。
- ③ 委託者は、業務責任者及びその他の従事者（業務の一部を委任された者、業務の一部を下請けする者を含む）について、業務の履行又は管理に関して著しく不適当と認められる者があるときは、受託者に対してその理由を明示して、必要な措置をとることを請求することができるものとする。

(3) 法令・条例等の適用

受託者は、業務の実施にあたり、関係する法令・条例等を遵守しなければならない。

(4) 秘密の保持

- ① 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を本業務以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。
- ② 受託者は、業務の遂行にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、取得した個人情報は、その取扱いに最大限の注意を払うこと。

(5) 契約時に提出する書類

受託者は、本業務を実施するにあたり以下の書類を提出しなければならない。

- ① 業務責任者届

(6) 業務責任者等

本業務は、子どもと直に接し、屋外での遊びを中心とする活動を実施するものであることから、本業務を遂行する業務責任者等は、本業務の内容に関する実績と適切な知見を有すること。また、イベント開催時には常駐できること。

(7) 損害の賠償

本業務遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、委託者は一切の責任を負わない。

(8) 業務経過の報告

本業務の実施期間中において、受託者は委託者と緊密な連絡に努め業務を遂行しなければならない。また、委託者は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、又は報告を求めることができることとする。なお、打合せで決定し、又は委託者が指示した事項等について、受託者は定期的にその進捗を報告すること。

(9) その他

- ① 受託者は、本業務中に事故があった場合は、所要の処置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について、直ちに委託者に報告すること。
- ② 業務に伴う必要な経費は、本業務委託概要に記載のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

3 業務内容

(1) 前提条件

本業務の前提条件は以下のとおりとする。

- ① 本業務の実施にあたっては、子どもたちに外遊びの面白さを伝えるとともに、外遊びの必要性を啓発していくこと。
- ② 本業務を実施する場所は、山口宇部ふれあい公園インクルーシブ大型遊具及びその周辺とする。
- ③ 子どもたちの安全を確保するとともに、特に障害のある子どもに対し必要な配慮を行うこと。
- ④ 障害に関する理解促進を図る取り組みを実施すること。
- ⑤ 本業務の実施にあたり、山口宇部空港事務所と事前に打ち合わせすること。
- ⑥ 本市のイベント等との共同開催に可能な限り協力すること。

(2) 業務計画書

受託者は本業務の効率的かつ円滑な遂行のため、契約締結後すみやかに業務計画書を作成し委託者に提出すること。なお、業務計画書の作成にあたっては、以下の項目について必ず記載し、本業務が確実に実施できるよう計画をたてること。

① 実施方針

② 実施体制

業務責任者、業務実施にあたっての主要なスタッフと連絡担当者、緊急連絡先を記載すること。

③ スケジュール

業務の日程について、年間スケジュールを作成し、主な作業内容を記載すること。

④ その他

業務計画書の提出後に委託者から指示があった場合、当該指示に従うこと。

(3) 業務概要

本業務は、以下のとおりとする。業務計画書に基づき作業を進め、誠実に業務を実施すること。

① イベントの開催

(ア) 山口宇部ふれあい公園インクルーシブ大型遊具及びその周辺において、上記1の業務目的に資するイベントを年3回以上開催すること。また、第1回目の開催は、令和6年6月上旬までに行うように努めること。

(イ) 障害当事者等から、イベントの開催に必要な事項等を事前に意見聴取し、開催時にそれらの意見等を反映させること。

(ウ) 実施にあたっては、事前に安全性について十分な検証を行い、事故防止に努めるとともに、イベント参加者のケガ等に対応できる傷害保険に加入すること。

(エ) 参加者に対して、子どもの外遊びに関するアンケート調査等を実施し、「今後のイベントのあり方」や「地域共生のまちづくり」、「障害に関する理解促進」などの視点から分析を行うこと。なお、アンケートは受託者が作成し、事前に委託者の承認を得ること。

(オ) 特に夏期のイベント開催にあたり、熱中症対策等を実施すること。なお、必要な施設の設置等に係る費用等については、受託者が負担するものとする。

(カ) 悪天候等によりイベントの開催が困難と認められる場合、委託者と受託者で協議の上、中止することができる。この場合において、可能な限り代替日を設定しイベントを実施すること。

(キ) 実施にあたっては、関係団体等と事前打ち合わせを行い、内容や役割分担について協議すること。また、その際、事前に安全性について十分な検証を行い、事

故防止に努めること。

(ク) イベント開催当日は関係団体等と協働して運営にあたり、円滑な運営と安全管理に努めること。

(ケ) イベント開催後、関係団体等と実施の振り返りを行う機会を設けること。その際、参加者に対して、子どもの外遊びに関するアンケート調査等を実施し、(イ)と同様に分析を行うこと。なお、アンケートは受託者が作成し、事前に委託者の承認を得ること。

② 周知・広報

本業務の実施にあたり、必要な広報を委託者の確認を受けて実施すること。
なお、市ウェブサイトの情報掲載は可能である。

③ その他

イベントの開催にあたり、ボランティアスタッフ等の有償化に努めること。

4 業務に関する報告

(1) 報告書等の作成

受託者は、委託者の指示に基づき、計画書、報告書及び本業務において作成したデータ等を報告期日までに委託者に報告すること。

(2) 報告期日

業務計画書・・・契約締結後速やかに
実施報告書・・・令和7年3月31日まで

(3) 報告等内容

以下のとおり作成し、報告すること。なお、様式は問わない。

① 実施日時

② 参加人数等

③ 実施内容

④ 実施上の問題点、課題等

※ アンケートを実施した場合は、今後の業務に活用するため、集計・分析し、まとめて報告すること。